

業務管理委員会の開催



SKサポートでは、業務管理委員会を定期的に開催しています。

業務管理委員会の委員には、成年後見の専門家、弁護士、司法書士の先生方のほかに信用金庫の役員も含めて7名が就任しています。

業務管理委員会では、SKサポートが日常行っている後見業務において発生している問題点や疑問点、さらには、現在進行中の相談案件の中で、SKサポートが法定後見人を受任したり、任意後見契約の締結をすることがはたして妥当なのか等、事務局が判断に迷う事項に対して適確なご指導をいただいています。

SKサポートは、これからもこうした「ご意見番」でもある業務管理委員会の委員の皆様のご指導をいただきながら、今まで以上に積極的に成年後見に関連する業務に取り組むことにより、地域の皆様に信頼され、無くてはならない法人となるべく取り組んでまいります。

推進委員会

定期的にSKサポート推進委員会を開催しています



↑
各信用金庫の
SKサポート推進委員



SKサポートの →
役員と事務局

SKサポートでは、2ヶ月に1回（奇数月）、正会員である5つの信用金庫（さわやか・芝・湘南・目黒・城南）から選任された委員とSKサポート推進委員会を開催しています。

この会議では、SKサポートが行っている各種業務の実績の「報告」や各委員と討議を行う「議案」のほか、質疑応答の時間を設けて、各委員と事務局および役員が、高齢者対策を中心とした事項について、現状の問題点等についての意見交換を行い、各種情報を共有するように努めております。

一口情報

「介護保険」（制度と対象者）

◎介護保険制度とは？

- 2000（平成12）年4月に「成年後見制度」とともにスタート。
- 40歳で被保険者として介護保険に加入し、介護保険料を毎月支払う。
- 介護サービスを受けるには、市区町村の「要介護認定」が必要。

◎介護保険サービスの対象者になる人は？

- 65歳以上の人（第1号被保険者）
 - ・寝たきりや認知症等で、介護を必要とする「要介護状態」になったり、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な「要支援状態」になった場合。
- 40歳～64歳の人（第2号被保険者）
 - ・末期がん、初老期の認知症、脳血管疾患等の16種類の「特定疾病」により、要介護や要支援の状態になった場合。
- 39歳以下の人……介護保険サービスの利用不可

業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数（各月末）		2019年 9月	2019年 3月
法定後見受任		27	27
類 型	後見	21	21
	保佐	5	5
	補助	1	1
（申立者別件数 品川区長：26 その他：1）			
任意後見契約		47	44
実 施	委任業務	4	4
	任意後見業務	0	0

累計件数（各月末）	2019年 9月	2019年 3月
遺言執行者指定	127	107
遺言執行終了	9	8
死後事務委任契約	17	14
死後事務終了	5	4
家族信託契約書作成	4	0

（補正後の計数を使用）

